

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月24日（火）第67号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 7
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 12

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）（人事課取扱い） 12

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 17

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 21
- 鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 26

規 則

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第31号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,484円，2号給6,534円，3号給6,588円」を「6,574円」に改める。

別表第2エの表1級の項中「7,335円」を「7,438円」に，「7,398円」を「7,501円」に，「7,465円」を「7,569円」に，「7,528円」を「7,632円」に，「7,596円」を「7,695円」に，「7,663円」を「7,762円」に，「7,731円」を「7,830円」に，「7,798円」を「7,897円」に，「7,857円」を「7,951円」に，「7,933円，11号給8,005円，12号給8,073円」を「8,028円」に改め，同表2級の項中「8,572円」を「8,658円」に，「8,667円」を「8,752円」に，「8,761円」を「8,847円」に，「8,851円」を「8,937円」に，「8,946円」を「9,031円」に，「9,049円」を「9,135円」に，「9,153円」を「9,238円」に，「9,256円，9号給9,364円」を「9,337円」に改める。

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一

部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の109以上100分の185」を「100分の114以上100分の195」に、「100分の131以上100分の225」を「100分の136以上100分の235」に改め、同項第2号中「100分の100以上100分の109」を「100分の105以上100分の114」に、「100分の120以上100分の131」を「100分の125以上100分の136」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の96」に、「100分の111」を「100分の116」に改める。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第3条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を、「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第7イの表中

38	37				
39	38				
40	38				
41	39				
41	39				
42	40				
42	40	58	57		
43	41	58	58	26	25
43	42	59	58	26	26
44	43	59	58	27	26
44	44	60	59	27	26
45	45	60	59	28	27
46	45	61	59	28	27
47	46	61	60	29	27
48	46	61	60	29	28
49	47	62	60	30	28
50	47	62	61	30	28
51	48	62	61	31	29
				31	30

を に、 を に、 を に改める。

52	48	63	62		
53	49	63	62	32	31
53	50				
54	51				
54	52				
55	53				
55	54				
56	55				

別表第7ウの表中

		30	29
26	25	30	30
27	26	30	30
28	26	30	30
28	27	31	30
28	27	31	31
28	28	31	31
29	28	31	31
		32	31

を に, を に改める。

別表第7エの表中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43

45	を	43
45		44
45		44
46		44
46		45
46		45
47		46
47		46

に改める。

別表第7カの表中

「 26 27 28 29 29 30 30 31 31 32 」	を	「 25 26 26 27 27 28 28 29 30 31 」	に、	「 50 51 52 53 53 54 54 55 55 56 56 57 」	を	「 49 50 50 51 51 52 52 53 53 54 54 55 」	に、	「 22 22 22 23 23 23 24 24 24 24 25 25 26 26 26 27 」	を	「 21 22 22 22 22 23 23 23 23 23 24 24 24 24 25 25 26 」	に、
--	---	--	----	--	---	--	----	--	---	--	----

27

26

29	28
29	29
30	29
30	29
31	30
31	30
32	30
32	31
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35

を に改める。

(県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第4条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

30	29
31	30
32	30
33	31

33		31
33		32
34	を	32
34		33
34		33
35		34
35		34
35		35
36		35

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定（別表第3の改正規定を除く。）及び第4条の規定による改正後の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（次項において「改正後の県短初任給等規則」という。）の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は令和元年12月1日から適用する。
(平成31年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員又は改正後の県短初任給等規則の規定による号給が第4条の規定による改正前の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（以下この項において「改正前の県短初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則及び改正後の県短初任給等規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の初任給等規則の規定による号給又は改正前の県短初任給等規則の規定による号給とするものとする。
(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給)
- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成31年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第32号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600	

45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	

	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

57	56				
57	57				
57	57				
58	57		46	45	
58	57		47	46	
58	58		48	46	
59	58		49	47	
59	58		49	47	
59	58	を	50	48	に改める。
60	59		50	48	
60	59		51	49	
61	59		51	50	
61	59		52	51	
62	60				
62	60				
63	61				

別表第7の1級の項中「5,868円」を「5,953円」に、「5,908円、3号給5,953円、4号給5,994円」を「5,994円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1及び別表第7の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1及び別表第7の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1及び別表第7の規定並びに平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号

給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年鹿児島県条例第18号）の適用を受ける職員の例による。
- 6 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

.....

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第33号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。
第12条第3項中「成年後見人、保佐人又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第598号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和元年12月24日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成31年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
総務部	学生相談員	1時間につき3,400円以内	
	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 8,010円以内	
	行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	教務補助員	日額 7,430円以内	
	県政情報相談員	日額 7,090円以内	
	県税事務相談員	日額 8,750円以内	
	県税事務補助員	日額 7,090円以内	
	交通事故相談員	月額 157,700円以内	
	公報編集員	日額 7,090円以内	
	産学コーディネーター	日額 9,990円以内	
	私立学校事務補助員	日額 7,090円以内	
	施設管理事務補助員	日額 7,480円以内	
消費生活相談支援員	日額 9,990円以内		

	消費生活相談専門員	日額	9,990円以内
	消費生活調査員	日額	8,850円以内
	情報公開・個人情報	会長	日額 20,000円以内
	保護審査会委員	委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額	10,560円以内
	食品表示指導員	日額	8,010円以内
	資料調査編集員	月額	138,480円以内
	政治資金事務補助員	日額	7,090円以内
	青少年育成指導員	月額	138,480円以内
	選挙事務調査員	月額	207,920円以内
	男女共同参画相談員	日額	7,200円以内
	展示解説員	月額138,480円以内又は日額6,930円以内	
	非常勤事務補助員	日額	4,800円以内
	ふるさと交流推進専門員	日額	10,780円以内
	文化振興指導員	月額	138,480円以内
	文書管理補助員	日額	7,090円以内
	文書事務補助員	日額	8,750円以内
	歴史資料センター黎明館館長	月額	600,000円以内
企画部	鹿児島県地方創生担当特別顧問	月額	100,000円以内
	航空対策専門員	日額	7,090円以内
	統計調査員	日額	7,190円以内
P R ・ 観光戦 略部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額	120,000円以内
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額	100,000円以内
	観光広報アシスタント	日額	6,990円以内
	広報アシスタント	日額	6,990円以内
	国際交流員	月額	380,000円以内
	ふるさと特産運動推進指導員	月額	181,650円以内
環境林 務部	疫学調査員	日額	8,010円以内
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額	100,000円以内
	県営林管理補助員	日額	5,880円以内
	県有林管理専門員	日額	9,230円以内
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内
	公害健康被害認定審 査会委員	会長	日額 57,200円以内
		副会長	日額 54,900円以内
		委員	日額 52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額 20,000円以内
		調停委員	日額 20,000円以内
		仲裁委員	日額 20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	11,070円以内
	公害保健推進員	日額	8,010円以内
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	8,010円以内
	鳥獣保護管理員	日額	5,880円以内
	P C B 適正処分推進員	日額	7,090円以内
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内
くらし 保健福 祉部	医師確保対策事務補助員	日額	7,090円以内
	医療給付専門指導員	日額	12,700円以内
	医療扶助専門指導員	日額	7,020円以内
	受付相談員	日額	6,810円以内
	援護業務相談員	日額	7,540円以内

介護審査事務専門員	日額 7,090円以内
介護保険審査会専門調査員	日額 13,570円以内
介護保険報酬専門指導員	日額 8,010円以内
鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額 8,010円以内
鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額 100,000円以内
家庭相談員	月額 89,190円以内
看護審査事務専門員	日額 7,090円以内
狂犬病予防員	日額 12,860円以内
後期高齢者医療制度専門員	月額 437,000円以内
高次脳機能障害者支援員	日額 8,010円以内
国民健康保険指導監査専門医	日額 18,650円以内
子ども支援員	日額 8,310円以内
こども総合療育センター非常勤看護師	日額 7,190円以内
里親推進員	日額 8,310円以内
自殺対策調整員	日額 8,010円以内
児童生活指導員	月額 181,650円以内
児童相談所法務専門員	日額 15,000円以内
児童等学習指導員	日額 8,310円以内
児童福祉相談員	日額 7,530円以内
住宅宿泊事業監視指導員	日額 8,010円以内
就労支援員	日額 7,820円以内
障害者くらし安心相談員	日額 8,010円以内
障害福祉サービス等報酬専門指導員	日額 8,010円以内
食肉衛生検査補助員	日額 6,990円以内
食肉検査員	日額 16,180円以内
心理カウンセラー	日額 7,090円以内
精神保健指定医	日額 13,570円以内
電話相談員	日額 7,530円以内
動物愛護専門員	日額 6,990円以内
難病相談支援員	日額 6,810円以内
難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額 7,530円以内
難病相談・支援センター所長	日額 22,500円以内
難病相談・支援センター保健相談員	日額 8,010円以内
パーキングパーミット制度推進員	日額 7,090円以内
発達障害者支援アドバイザー	日額 12,700円以内
ハブ対策専門員	日額 11,490円以内
非常勤医師	1時間につき9,500円以内
非常勤作業療法士	日額 8,750円以内
非常勤歯科医師	日額 13,570円以内
非常勤獣医師	日額 12,860円以内
非常勤宿直員	日額 6,940円以内
非常勤心理指導員	日額 7,090円以内
非常勤心理判定員	日額 7,090円以内
非常勤聴能言語訓練士	日額 7,200円以内
非常勤調理員	日額 7,090円以内
非常勤理学療法士	日額 8,750円以内
非常勤臨床検査技師	日額 8,750円以内
福祉推進員	日額 7,090円以内
婦人相談員	月額 163,810円以内

	保健相談員	日額 8,010円以内
	母子・父子自立支援員	月額 168,520円以内
	輸出水産食品検査員	日額 8,010円以内
	幼保連携事務専門員	日額 7,090円以内
	若駒学園管理補助員	日額 8,370円以内
商工労働水産部	企画研修指導員	日額 8,250円以内
	企画情報専門員	日額 8,750円以内
	漁業権実態調査専門員	日額 8,010円以内
	債権管理事務補助員	日額 7,090円以内
	就職支援コーディネーター	日額 6,810円以内
	就職相談・支援員	日額 7,820円以内
	巡回就職支援指導員	日額 7,820円以内
	障害者就業開拓推進員	日額 6,810円以内
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,820円以内
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,820円以内
	職業訓練等推進員	日額 7,820円以内
	職業指導員	日額 15,110円以内
	職業能力開発校寮監	月額 159,140円以内
	人財確保育成推進員	日額 7,820円以内
	進出企業アドバイザー	日額 8,010円以内
	水産研究業務補助員	日額 6,900円以内
	精神保健カウンセラー	日額 7,530円以内
	知的財産活用推進員	日額 11,400円以内
	特別労働相談員	日額 15,000円以内
	ふるさと人材相談員	日額 9,740円以内
	離職者訓練推進員	日額 7,090円以内
	労働問題相談員	日額 12,300円以内
農政部	大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
	大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
	学生指導員	日額 7,090円以内
	家畜防疫指導員	日額 15,070円以内
	国有農地等調査員	日額 7,580円以内
	食品加工事業者連携推進員	日額 11,400円以内
	畜産改良業務補助員	日額 8,700円以内
	農業機械化研修補助員	日額 8,010円以内
	農村生活研修指導員	日額 7,090円以内
	農大研修専門員	日額 11,600円以内
	農大非常勤教授	日額 11,600円以内
	病虫害防除員	日額 5,000円以内
	保健指導員	日額 6,810円以内
土木部	建設業審査事務専門員	日額 7,090円以内
	公営住宅管理人	月額1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額
	宅地建物取引事務専門員	日額 8,980円以内
	登記対策専門員	日額 10,560円以内
	土木施設管理補助員	日額 7,090円以内
危機管理防災局	鹿児島県原子力安全対策特別顧問	月額 100,000円以内
	国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内
	災害応急業務囑託員	昼間勤務1回につき10,000円以内 夜間勤務1回につき17,400円以内

	消防学校舎監		月額 159,140円以内	
	防災会議幹事		日額 4,950円以内	
	防災研修センター管理員		日額 9,480円以内	
	防災研修センター管理補助員		日額 8,410円以内	
出納局	政府調達苦情検討委員会委員	委員長	日額 20,000円以内	
		委員	日額 17,000円以内	
	非常勤電話交換手		日額 6,810円以内	
県議会	議会図書専門員		日額 8,010円以内	
教育委員会	外国語指導助手		月額 380,000円以内	
	学芸指導員		日額 6,900円以内	
	学習指導員		1時間につき3,180円以内	
	学生寮寮監		月額 157,230円以内	
	鹿児島県立図書館館長		月額 300,000円以内	
	学校医		日額 20,900円以内	
	学校図書補助員		月額 165,700円以内	
	学校薬剤師		日額 15,600円以内	
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額 9,900円以内	
	教員適性検査問題作成委員		日額 9,900円以内	
	教員免許事務補助員		日額 7,090円以内	
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額 9,900円以内	
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員		日額 9,900円以内	
	校務補助員		日額 6,900円以内	
	社会教育指導員		月額 134,730円以内	
	奨学資金管理専門員		日額 8,750円以内	
	職員健康管理嘱託員		日額 8,010円以内	
	特別支援学校看護師		日額 9,010円以内	
	特別支援学校就労支援コーディネーター		日額 6,810円以内	
	特別支援教育支援員		日額 7,090円以内	
	文化財調査員		日額 10,420円以内	
	文化財保護指導委員		月額 6,730円以内	
	保育支援員		日額 7,150円以内	
	保健指導員		日額 8,010円以内	
	選挙管理委員会	選挙長		日額 10,800円以内
		選挙分会長		日額 10,800円以内
		選挙立会人		日額 8,900円以内
公安委員会	警察安全相談員		日額 8,010円以内	
	交通安全指導専門員		日額 9,230円以内	
	交通事務専門員		日額 7,090円以内	
	交通聴聞員		月額 201,340円以内	
	交番相談員		日額 7,090円以内	
	少年相談員		日額 7,090円以内	
	少年補導職員		月額 165,700円以内	
	スクールサポーター		日額 7,090円以内	
	捜査事務専門員		日額 7,090円以内	
	DNA型鑑定支援業務従事者		日額 7,090円以内	
	防犯活動専門員		日額 7,090円以内	
	遊技機調査員		日額 7,090円以内	
労働委	特別調整委員		日額 8,800円以内	

員会	あっせん員	日額 8,800円以内	
収用委員会	あっせん委員	日額 11,000円以内	
	仲裁委員	日額 11,000円以内	
各部・各種委員会共通	学芸専門員	月額 201,340円以内	
	技術補助員	日額 10,070円以内	
	教育相談員	月額 181,650円以内	
	研修専門員	月額181,650円以内又は日額9,150円以内	
	講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
		大学准教授級	1時間につき5,100円以内
		大学講師級	1時間につき4,600円以内
		その他	1時間につき3,400円以内
	参与	月額 100,000円以内	
	試験委員	日額 9,900円以内	
	試験監督員	日額 6,250円以内	
	職員相談員	月額181,650円以内又は日額9,150円以内	
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内	
	生活指導員	月額142,230円以内又は日額7,150円以内	
	庁務補助員	日額 6,900円以内	
	非常勤看護師	日額 6,810円以内	
	非常勤警備員	昼間勤務 1回につき6,010円以内 夜間勤務 1回につき9,100円以内	
	非常勤嘱託員	日額 8,010円以内	
	文書事務専門員	月額 157,230円以内	
	法律顧問	月額 165,000円以内	
用地交渉員	日額 8,980円以内		
用地調査員	日額 7,580円以内		
臨床心理相談員	日額 10,560円以内		
前各項に定めのない附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,100円以内	
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内	

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第6号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

42	41
43	42
44	42
45	43
45	43
46	44
46	44
47	45
47	46
48	47

を に改める。

別表第7イの表中

		62	61
		62	62
		63	62
		63	62
		64	63
		64	63
		65	63
		65	64
		65	64
		65	64
		65	65
		65	65
		65	65
46	45		
46	46		

47		46		66		65
47		46		66		65
48		47		66		65
48		47		66		65
49	を	47	に,	66	を	66
49		48		66		66
50		48		66		66
50		48		67		66
51		49		67		66
51		50		67		66
52		51		67		66
				67		67
				67		67
				67		67
				68		67
				68		67
				68		67
				68		67
				68		68
				68		68
				68		68
				68		68
				69		68

別表第7ウの表中

42	41
42	42

43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46

を に改める。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「7,105円」を「7,200円」に、「7,173円」を「7,267円」に、「7,240円」を「7,335円」に、「7,308円」を「7,402円」に、「7,384円」を「7,474円」に、「7,470円」を「7,560円」に、「7,551円」を「7,641円」に、「7,632円」を「7,722円」に、「7,713円」を「7,798円」に、「7,807円」を「7,893円」に、「7,897円」を「7,983円」に、「7,987円」を「8,073円」に、「8,077円」を「8,158円」に、「8,176円」を「8,257円」に、「8,275円」を「8,356円」に、「8,374円」を「8,455円」に、「8,478円」を「8,554円」に、「8,595円」を「8,671円」に、「8,707円」を「8,784円」に、「8,820円、21号給8,932円」を「8,896円」に改め、同表2級の項中「9,103円」を「9,180円」に、「9,180円」を「9,256円」に、「9,252円」を「9,328円」に、「9,328円」を「9,405円」に、「9,409円」を「9,486円」に、「9,481円」を「9,558円」に、「9,558円」を「9,634円」に、「9,630円」を「9,706円」に、「9,711円」を「9,787円」に、「9,796円」を「9,873円」に、「9,882円」を「9,958円」に、「9,967円」を「10,044円」に、「10,035円」を「10,111円」に、「10,125円」を「10,201円」に、「10,215円」を「10,291円」に、「10,305円」を「10,381円」に、「10,386円」を「10,462円」に、「10,507円」を「10,584円」に、「10,629円」を「10,705円」に、「10,750円」を「10,827円」に、「10,867円」を「10,944円」に、「10,993円」を「11,070円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「7,105円」を「7,200円」に、「7,173円」を「7,267円」に、「7,240円」を「7,335円」に、「7,308円」を「7,402円」に、「7,384円」を「7,474円」に、「7,470円」を「7,560円」に、「7,551円」を「7,641円」に、「7,632円」を「7,722円」に、「7,713円」を「7,798円」に、「7,807円」を「7,893円」に、「7,897円」を「7,983円」に、「7,987円」を「8,073円」に、「8,077円」を「8,158円」に、「8,176円」を「8,257円」に、「8,275円、16号給8,374円」を「8,356円」に改め、同表2級の項中「7,825円」を「7,911円」に、「7,920円」を「8,005円」に、「8,014円」を「8,100円」に、「8,113円」を

「8,199円」に、「8,203円」を「8,289円」に、「8,302円」を「8,388円」に、「8,401円」を「8,487円」に、「8,500円」を「8,586円」に、「8,604円」を「8,685円」に、「8,730円」を「8,811円」に、「8,851円」を「8,932円」に、「8,973円」を「9,054円」に、「9,103円」を「9,180円」に、「9,180円」を「9,256円」に、「9,252円」を「9,328円」に、「9,328円」を「9,405円」に、「9,409円」を「9,486円」に、「9,481円」を「9,558円」に、「9,558円」を「9,634円」に、「9,630円」を「9,706円」に、「9,711円」を「9,787円」に、「9,796円」を「9,873円」に、「9,882円」を「9,958円」に、「9,967円」を「10,044円」に、「10,035円」を「10,111円」に、「10,125円」を「10,201円」に、「10,215円」を「10,291円」に、「10,305円」を「10,381円」に、「10,386円」を「10,462円」に、「10,507円」を「10,584円」に、「10,629円」を「10,705円」に、「10,750円」を「10,827円」に、「10,867円, 34号給10,993円」を「10,944円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(平成31年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給)
- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

鹿児島県公安委員会規則第17号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600	

45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	

	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

57	56				
57	57				
57	57				
58	57		46	45	
58	57		47	46	
58	58		48	46	
59	58		49	47	
59	58		49	47	
59	58	を	50	48	に改める。
60	59		50	48	
60	59		51	49	
61	59		51	50	
61	59		52	51	
62	60				
62	60				
63	61				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定及び平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受け

ることとなった職員及び降格，昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち，前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の，当該適用又は異動の日における号給については，なお従前の例によることができる。

- 5 前3項に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項については，鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年鹿児島県条例第33号）の適用を受ける職員の例による。
- 6 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

.....

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第18号

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を，「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第7ウの表中

38	37				
39	38				
40	38				
41	39				
41	39				
42	40				
42	40	58	57		
43	41	58	58	26	25
43	42	59	58	26	26
44	43	59	58	27	26
44	44	60	59	27	26
45	45	60	59	28	27
46	45	61	59	28	27
				29	27

を に， を に， を に改める。

31
32

」

30
31

」

56
56
57

」

54
54
55

」

25
26
26
26
27
27

」

24
24
25
25
26
26

」

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

」

28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33
33
34
34
35

」

を

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は，平成31年4月1日から適用する。

（平成31年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において，新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち，改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の，当該適用又は異動の日における号給については，改正後の初任給規則の規定にかかわらず，改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給）

4 施行日から令和2年3月31日までの間において，新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格，昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち，前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の，当該適用又は異動の日における号給については，なお従前の例によることができる。